別表五の二(二)付表一 「各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等 及び租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する連結法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の 発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注	意	事	項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に				
	連結法人税個別帰属額の発生状況等を記載する連結法人				
	の法人名を記載します。				
「期首現在未決済額①」	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」の金額を				
	連結事業年度別に記載します。				
「当期発生額②」の「当期分	当期の連結法人税個別帰属支払額(当期の連結法人税の	連結	吉法人和	見個別り かんしん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんか	帚属受
3]	負担額として支出すべき金額として法第81条の18第1項	取額に	こついて	ては△F	印を付
	の規定により計算される金額をいいます。以下同じ。)又は	して記	載しま	す。	
	連結法人税個別帰属受取額(当期の連結法人税の減少額と				
	して収入すべき金額として同項の規定により計算される				
	金額をいいます。以下同じ。)を記載します。				
	なお、当期において附帯税(利子税を除きます。)を納付				
	することとなった場合には、その納付する金額のうちこの				
	明細書に記載する連結法人に帰せられる部分の金額を外				
	書として記載します。				
「当期中の決済額」の各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」の金額の				
	うち当期中に決済された金額をその額が発生した連結事				
	業年度別にそれぞれ記載します。				
	なお、当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結				
	親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行っ				
	た連結法人にあっては、その分割型分割の日の前日の属す				
	る事業年度(以下「分割前事業年度」といいます。) にお				
	いて決済をした金額を含めて記載します。				

2 各連結法人の租税公課の納付状況等の明細

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

	欄		記	載	要	領		注	意	事	項
	各欄共通	連結業	見法人にあ	っては、	連結法人税	及び法人	说につい	<u></u> Ξ <i>σ</i> ,	欄に言	記載する	ること
		て、連絡	吉子法人に	あっては、	法人税につ	ついて記載	します。	となる	法人税	は、連	結法人
法		この場	易合、各欄	には、連結	話人税の基	基本税額(別表一の	が自己	見を分割	割法人。	とする
人税		<u>ニ</u> (–)の	「差引連結	所得に対す	る法人税額	頁13」に相	当する金	分割型	分割(連結親	法人事
柷		額)又は	は法人税の	基本税額	(別表一(一)の)「差引所	得に対す	業年度	で 開始の	の日に彳	行うも
のタ		る法人科	总額13」に	相当する金	え額)を記載	战し、連結:	法人税又	のを除	きます	-。) を	行った
各欄		は法人種	说に係る利	子税、延清	閉税、過少申	=告加算税	、無申告	場合に	生じる	法人税	、連結
		加算税	及び重加算	算税の額に	こついては	この欄にり	は記載し	納税開	月始前 ご	又は連絡	結グル
		ないで、	「その他」	の「利子科	25」、「加賀	算税及び加]算金29]	ープカ	口入前の	の単体は	申告に

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		及び「延滞税30」の該当欄に記載します。	係る法人税のほか、連結子
			法人が他の連結グループ
			の連結親法人であった期
			間に生じた連結法人税と
	「期首現在未納税額①」	「5」及び「6」には、前期分のこの明細書の「期末現	なります。 (1) 前期分の申告後に既
	の「5」及び「6」	在未納税額⑥ の金額(前期が単体法人である連結法人又	往年度について更正等
	0) 13] %0.10]	は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人	があった場合には、更正
		事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結	等の後の連結法人税の
		法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五口の	額又は法人税額を基礎
		「期末現在未納税額⑥」の金額)を記載します。	として記載します。
		なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額	(2) 連結法人の直前期分
		①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」	が単体申告の場合には、
		の「中間7」の金額と「確定8」の金額との合計額を記載	直前期分に係る「期首現
法		します。	在未納税額①」は、直前
14			期分の別表五口の「⑥」
			の「中間3」の金額と「確
			定4」の金額との合計額
人	Exterior at a voter (a) = E. L.	(a) [1] [1] [2] [3] [3] [4] [4] [5] [5] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6	を記載します。
	「当期発生税額②」の「中	(1) 「中間7」には、別表一の二一の「連結中間申告分の	中間分の連結法人税の
	間7」及び「確定8」	法人税額14」の金額を記載します。 (2) 「確定8」には、別表一の二一の「差引確定法人税額	額が確定分の連結法人税の額が超えるとは
T14		(2) 「確定8」には、別表一の二(一)の「差引確定法人税額 15」の金額を記載します。	の額を超える場合には、「確定8」には、その超え
税		10] ジ並娘と比戦しより。	る金額を△印を付して記
			載します。
	「当期中の納付税額」の	(1) 連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」又は「当	外書の金額は、法人の確
	各欄	期発生税額②」に記載した連結法人税の額又は法人税額	定した決算において未収
0		を、連結子法人にあっては「期首現在未納税額①」に記	金又は仮払金として計上
		載した法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税	していない場合には、別表
		額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として	五の二一付表一の空欄に
各		納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤	「未収過誤納金」等と記載
		れてれ該国懶に区分して記載します。この場合に、迴誤 納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。	の上、その合計額を「増③」 に記載します。
		この外書の金額は、「期末現在未納税額⑥」に移記す	この場合「⑤」の外書の
		る必要はありません。	金額は、別表四の二付表の
欄		(2) 納税充当金(「納税充当金の計算」に記載されている	「加算」の空欄にも記載す
		納税充当金をいいます。) 以外の連結個別利益積立金額	ることとなります。
		を取り崩して連結法人税又は法人税の納付に充てた場	
		合には「充当金取崩しによる納付③」に、過誤納金等に	
		よる充当があった場合に何らの経理もしていないとき は「場合経理による独体係」に含めて記載します。この	
		は「損金経理による納付⑤」に含めて記載します。この 場合には、別表四の二付表の「加算」欄において加算す	
		るとともに、「減算」欄で同額を減算します。	
	「期末現在未納税額⑥」	「確定8」に記載することとなる連結法人税の額がマイ	
		ナスになる場合にあってはその金額は外書き(△印を付け	
		ます。) します。ただし、「中間7」に未納税額の記載があ	
		る場合にあってはその未納税額に相当する金額に達する	
		までの金額は本書きし (△印を付けます。)、「確定8」の	
		「当期発生税額②」の金額と本書きした金額との差額を外	
		書き(△印を付けます。)します。	

	欄	記 載 要 領	注	意	事	項
	「計 9 」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結法人税の額を合計した金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未納連結法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。				
	各欄共通	原則として「法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税 みます。 利 し、加 し、加 し、ません)及で 額のみ I算金。 はこの	メについ 及び延	県民税 ハて記 帯金に
道	 「期首現在未納税額①」		0267	00		
府	の「10」及び「11」	在未納税額⑥」の金額(前期が単体法人である連結法人又				
		は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人				
県		事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結 法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五口の				
民		「期末現在未納税額⑥」の金額)を記載しますが、その金				
税		額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税				
<i>の</i>		率を基として算出されたものであるときは、当期において				
各		申告等により具体的に確定した金額を記載します。				
欄	「当期発生税額②」の「利 子割12」、「中間13」及び	(1) 「利子割12」には、当期中に支払を受ける利子等(当期末までに、その利払期の到来しているものに限りま				
作則	「確定14」	す。)に係る道府県民税利子割額を記載します。				
	•	(2) 「中間13」及び「確定14」には、当期の連結法人税個				
		別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した				
		道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道				
		府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても美しまさなりません。				
Γ.	 市町村民税」の各欄	載しても差し支えありません。 「法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記				
		載します。				
	「21」から「23」までの	「道府県民税」の「10」、「11」及び「13」の記載に準	「当其	別中の	納付税	額」の
	各欄	じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「22」	各欄に言	記載し	た金額	預のう
		の「当期発生税額②」に記載します。	ち前連組			
			事業年	-		
			の額に釘の額があ			
			既に損金			•
事			た事業和			
業			金額につ			
税			二付表の)「加	算」の	空欄に
_			「事業利			
0			「総額①	_		保②」
各	 「仮払経理による納付	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」	に記載し	ンより	0	
欄	4」	新表色の二下表の「滅葬」の空欄に「仮仏事業代応足損」 等として「総額①」及び「留保②」に記載します。				
	 「損金経理による納付	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分	か事	業税は	、当期
	5]		の損金の			
			せんから	5、別	表四の	二付表
			で加算で	するこ	とにた	なりま
			す。			

	欄		注	意	事	項
	「当期中の納付税額」	「法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じ		721	•	
		て記載します。				
そ		なお、「25」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」に				
の		は、未払金として経理した金額を含めて記載します。した				
他		がって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の				
		未納税額に記載しません。				
の	「延滞金(延納に係るも	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定に				
各	の) 26」	よる納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記				
	.>/ 201	載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入				
欄		のもの」の「延滞金(延納分を除く。)31」に記載します。				
	FURNITURE A					
	「期首納税充当金35」	各連結法人の前期のこの明細書の「期末納税充当金48」				
		(前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分				
		割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に				
		行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前				
		期又は分割前事業年度の別表五〇の「期末納税充当金44」)				
	F	を記載します。	Γ	===	د دامل	A 457 13
	Г37」	当期において連結個別利益積立金額を取り崩して納税		_	載した	•
		充当金へ繰り入れた金額(連結個別利益積立金額を取り崩したが人ないない)			個別利:	
		して税金等の納付に充てたものを含みます。)、還付を受け			崩した。	_
		た法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連			ま前期」	
納		結法人が利益処分又は損金経理により繰り入れた金額以			た還付金	
税		外の繰入額を記載します。			当金と	
		なお、空欄には、例えば「別途積立金」又は「還付法人			には、	
充		税等」と記載します。			·の「納	
当					3) K	
金					該当欄	
Ø					記載し	
					こは関係	糸させ
計	[44人体 まっきゃけ	FAILT THOP, J. S. FOO. I was FHY A T. HILL I - 2 - 4.1	ません	'o		
算	「損金算入のもの41」	「利子税25」から「28」までの「充当金取崩しによる納				
	Elin A — Alaba d	付③」の金額の合計額を記載します。				
Ø	「損金不算入のもの42」	「加算税及び加算金29」から「34」までの「充当金取崩				
各		しによる納付③」の金額の合計額を記載します。				
欄	۲ ₄₃ ا	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等39」から「損金				
IIVA		不算入のもの42」まで及び「仮払税金消却44」以外により				
		取り崩した金額を記載します。				
	「仮払税金消却44」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理してい	この	場合に	は、別	表五の
		た金額について当期において納税充当金を取り崩して消	二(一)付	表一に	おいて	、前期
		却した金額を記載します。	から繰	り越さ	れた「	仮払税
			金」の	「減②	」にそ	の消却
			した金	€額を∠	△印を亻	付して
			記載す	るとと	:もに、	「納税
			充当金	20J Ø	「減②	」に記
			載しま	す。		
			Î.			